

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	28	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	令和6年能登半島地震に係る被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置の拡充		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 震災等により滅失又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地等 ・特例措置の内容 <p><現行制度></p> <p>市町村長が認めた場合に限り、原則として被災後2年度（※）の間、上記の土地を住宅用地とみなして固定資産税等を軽減する特例措置。（令和6年能登半島地震は令和7年度末が適用期限）</p> <p>※：震災が発生した日が1月1日である場合には、当該震災が発生した日の属する年の前年の1月1日を賦課期日とする年度に住宅用地特例の適用を受けていた住宅について、翌年度から2年度分に特例が適用される。令和6年能登半島地震は令和6年1月1日に発災したため、前年の1月1日（令和5年度）の翌年度から2年度（令和6年度・令和7年度）に特例措置が適用される。</p> <p><要望内容></p> <p>上記の特例措置について、被災後2年度の間という適用期間を、令和6年能登半島地震について、2年間（令和10年3月31日まで）延長する拡充を行う。</p>		
関係条文	[地方税法第349条の3の3、第702条の3] [地方税法施行令第52条の13] [地方税法施行規則第12条の3]		
減収見込額	[初年度] ▲35.2（－） [平年度] ▲35.2（－） [改正増減収額] －		
<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>（1）政策目的 令和6年能登半島地震により住宅等が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の生活の再建を支援する。</p> <p>（2）施策の必要性 災害により滅失又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地については、市町村長が認めた場合に限り、被災後2年度分（被災市街地復興推進地域内の土地については被災後4年度分。）の固定資産税等について住宅用地特例を適用し、被災者の負担を軽減する措置がとられている。 令和6年能登半島地震の被災地では、被災住宅用地等に係る特例が今年度で適用期限を迎え、来年度から特例が適用されなくなるところ、宅地造成や区画整理等の公共事業が完了していないこと等により、令和8年度以降も住宅等を失った被災者が住宅等の再建に着手できない場合も想定されることから、被災住宅用地等に係る特例の適用期限切れに伴い、令和8年度以降の被災者の負担が増加し、被災者の生活再建が遅れることが懸念される。 そのため、被災者の早急な生活再建を支援するために、本特例措置を延長し、被災者の負担を軽減する必要がある。</p>			
本要望に対応する縮減案			

合理性	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定） 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 4. 国民の安心・安全の確保 (2) 東日本大震災からの復興・再生及び能登半島地震からの復旧・復興等 (能登半島地震からの復旧・復興及び防災対策の推進等)</p> <p>令和6年能登半島地震により、石川県を中心とする北陸地方を中心に甚大な被害が発生し、さらに、復興の最中に奥能登豪雨によって二重の被災となったことを踏まえ、<u>引き続き、一日も早い被災者の生活・生業の再建、インフラ等の復旧、公費解体、復興まちづくり計画に基づく事業、災害公営住宅の整備を推進するとともに、文化芸術も含めた能登の創造的復興を支援する。</u> (略)</p>
		政策の達成目標	令和6年能登半島地震により住宅等を失った被災者の早急な生活再建
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
		政策目標の達成状況	令和6年能登半島地震における応急仮設住宅入居戸数（令和7年4月1日時点） 10,143戸（石川県9,663戸、新潟県275戸、富山県205戸）
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和8年度：4,463件、令和9年度：675件 ※自治体へのアンケートの結果等に基づく推計値
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	令和6年能登半島地震により住宅などを失った被災者が、宅地造成や区画整理などの公事業が完了していないこと等により、適用期限の令和7年度末までに住宅の再建に着手できない場合であっても、引き続き当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な生活再建に資するものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、住宅等の再建を望みつつも、宅地造成や区画整理等の公共事業が完了していないこと等により、令和6年能登半島地震による被災の後2年度を経過しても住宅等の再建に着手できない被災者の負担を軽減するものであり、当該災害により住宅等が滅失又は損壊した被災者の生活の再建に資するものである。

	<p>(1) 固定資産税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>適用件数</th><th>減額後の課税標準額</th><th>減収額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td><td>一件</td><td>8,097 百万円</td><td>567 百万円</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>一件</td><td>4,869 百万円</td><td>341 百万円</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>一件</td><td>2,418 百万円</td><td>169 百万円</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>一件</td><td>2,392 百万円</td><td>167 百万円</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>一件</td><td>2,149 百万円</td><td>150 百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典：固定資産の価格等の概要調書（総務省）より（減収額は推計値）) ※令和2年度は熊本地震、令和3年度・令和4年度は熊本地震及び平成30年7月豪雨において被災住宅用地特例が適用された土地の額の合計、令和5年度・令和6年度は熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和2年7月豪雨において被災住宅用地特例が適用された土地の額の合計</p> <p>(2) 都市計画税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>適用件数</th><th>減額後の課税標準額</th><th>減収額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td><td>一件</td><td>(200 m²以下) 5,279 百万円 (200 m²超) 1,721 百万円</td><td>(200 m²以下) 32 百万円 (200 m²超) 3 百万円</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>一件</td><td>(200 m²以下) 765 百万円 (200 m²超) 295 百万円</td><td>(200 m²以下) 5 百万円 (200 m²超) 0.4 百万円</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>一件</td><td>(200 m²以下) 615 百万円 (200 m²超) 238 百万円</td><td>(200 m²以下) 4 百万円 (200 m²超) 0.3 百万円</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>一件</td><td>(200 m²以下) 575 百万円 (200 m²超) 702 百万円</td><td>(200 m²以下) 3 百万円 (200 m²超) 1 百万円</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>一件</td><td>(200 m²以下) 517 百万円 (200 m²超) 634 百万円</td><td>(200 m²以下) 3 百万円 (200 m²超) 1 百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典：市町村交付金及び都市計画税に関する調査（総務省）より（減収額は推計値）) ※令和2年度は熊本地震、令和3年度・令和4年度は熊本地震及び平成30年7月豪雨において被災住宅用地特例が適用された土地の額の合計、令和5年度・令和6年度は熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和2年7月豪雨において被災住宅用地特例が適用された土地の額の合計</p>		適用件数	減額後の課税標準額	減収額	令和2年度	一件	8,097 百万円	567 百万円	令和3年度	一件	4,869 百万円	341 百万円	令和4年度	一件	2,418 百万円	169 百万円	令和5年度	一件	2,392 百万円	167 百万円	令和6年度	一件	2,149 百万円	150 百万円		適用件数	減額後の課税標準額	減収額	令和2年度	一件	(200 m ² 以下) 5,279 百万円 (200 m ² 超) 1,721 百万円	(200 m ² 以下) 32 百万円 (200 m ² 超) 3 百万円	令和3年度	一件	(200 m ² 以下) 765 百万円 (200 m ² 超) 295 百万円	(200 m ² 以下) 5 百万円 (200 m ² 超) 0.4 百万円	令和4年度	一件	(200 m ² 以下) 615 百万円 (200 m ² 超) 238 百万円	(200 m ² 以下) 4 百万円 (200 m ² 超) 0.3 百万円	令和5年度	一件	(200 m ² 以下) 575 百万円 (200 m ² 超) 702 百万円	(200 m ² 以下) 3 百万円 (200 m ² 超) 1 百万円	令和6年度	一件	(200 m ² 以下) 517 百万円 (200 m ² 超) 634 百万円	(200 m ² 以下) 3 百万円 (200 m ² 超) 1 百万円
	適用件数	減額後の課税標準額	減収額																																														
令和2年度	一件	8,097 百万円	567 百万円																																														
令和3年度	一件	4,869 百万円	341 百万円																																														
令和4年度	一件	2,418 百万円	169 百万円																																														
令和5年度	一件	2,392 百万円	167 百万円																																														
令和6年度	一件	2,149 百万円	150 百万円																																														
	適用件数	減額後の課税標準額	減収額																																														
令和2年度	一件	(200 m ² 以下) 5,279 百万円 (200 m ² 超) 1,721 百万円	(200 m ² 以下) 32 百万円 (200 m ² 超) 3 百万円																																														
令和3年度	一件	(200 m ² 以下) 765 百万円 (200 m ² 超) 295 百万円	(200 m ² 以下) 5 百万円 (200 m ² 超) 0.4 百万円																																														
令和4年度	一件	(200 m ² 以下) 615 百万円 (200 m ² 超) 238 百万円	(200 m ² 以下) 4 百万円 (200 m ² 超) 0.3 百万円																																														
令和5年度	一件	(200 m ² 以下) 575 百万円 (200 m ² 超) 702 百万円	(200 m ² 以下) 3 百万円 (200 m ² 超) 1 百万円																																														
令和6年度	一件	(200 m ² 以下) 517 百万円 (200 m ² 超) 634 百万円	(200 m ² 以下) 3 百万円 (200 m ² 超) 1 百万円																																														
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> <p>—</p> <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> <p>災害により住宅等を失った被災者が、宅地造成や区画整理等の公共事業が完了していないこと等により住宅の再建に着手できない場合であっても、当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な生活再建に資するものである。</p>																																																	

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和元年度 令和3年度 令和5年度 令和7年度	拡充（熊本地震に係る被災市街地復興推進地域外における被災住宅用地等特例の適用期限を2年度延長） 拡充（熊本地震に係る被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の適用期限を2年度延長。平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地等特例の適用期限を2年度延長。） 拡充（熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地等に係る特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の適用期限を2年度延長。令和2年7月豪雨に係る被災市街地復興推進地域外における被災住宅用地等特例の適用期限を2年度延長。） 拡充（令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地等に係る特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の適用期限を2年度延長。） 廃止（熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地等に係る特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の期限の延長を不実施。）